

第十九回国会 衆議院 外務委員会 議録 第十三号

昭和二十九年三月六日(土曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 上塚 司君

理事今村 忠助君 理事福田 篤泰君

理事野田 卯一君 理事藤積 七郎君

理事戸叶 里子君 大橋 忠一君

北 吟吉君 三浦寅之助君

須藤彌吉郎君 上林與市郎君

福田 昌子君 細道 兼光君

西尾 末廣君

出席政府委員

外務政務次官 小瀧 彬君

外務事務官 松井 明君

(大臣官房長)

外務事務官 下田 武三君

(条約局長)

委員外出席者 専門員 佐藤 敏人君

三月五日

在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願(増田甲子七君紹介)(第三〇一五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月三日

抑留同胞の完全救出及び戦犯者の全面釈放に関する陳情書(宮崎県市議会議長青木市蔵)(第一三七一号)

北海道十勝郡大津村の駐留軍演習地接収反対に関する陳情書(北海道議會議長藤田余吉)(第一三七三号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国とな

ることについて承認を求めるとの件(条約第六号)

外務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)

外交に関する件

○上塚委員長 これより会議を開きます。

国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるとの件を議題といたします。本件に関する質疑を許します。戸叶里子君。

○戸叶委員 二点だけ質問したいと思

います。日本が国際司法裁判所規程の当事国となつた場合の分担金が、大抵どのくらいかということ、それから日本がここに提訴した場合の費用はどうなるのかということの二点を伺いたいと思

います。

○下田政府委員 裁判所の分担金は、これは普通の国でありましたならば、

国連の加盟国は当然裁判所規程の当事

国となつておるわけでありまして、国

連の一般経費の中から裁判所の経費とい

うものがまかなわれておるわけであ

ります。そこで日本が加入したあかつ

きにおきましては、国連の加盟国では

ないのでありますから、いづれ国連の

方で日本に対して公正な分担を定めま

して、それを日本が納めなければなら

なくなるわけでありまして、ただいま

までのところ、日本にどれだけのもの

を分担させるかということにつきまし

ては、何ら決定いたしておりません。

日本が当事国になりましたあかつきに納むべき分担金につきましては、ただいま申し上げましたように、毎年定額を分担することになるわけでありませ

が、もし当事国でなくて、ある問題だ

けについて裁判所に提訴するという場

合には、一時的の分担額をきめまし

て、それを分担することになるわけ

であります。日本は、この件について御

承認を得ましたならば、国連事務総長

に条件受諾の旨を通報いたすわけであ

ります。そうしますと、個々の案件に

ついて裁判所に提訴した場合の分担金

を払ふ必要はなく、毎年ある定額の分

担金を納める、そういうことになるだ

ろうと思

います。

○上塚委員長 ほかに御質疑はありませ

せんか。――ほかに御質問がなければ、これにて本件に関する質疑を終了

することといたします。

これより討論に入ります。討論の通告

があります。順次これを許します。福田篤泰君。

○福田(篤)委員 私は自由党を代表し

まして、本件に関し賛成の意思を表明

せんとするものであります。

理由は、国際紛争を平和的に解決す

る道がまずこれによつて開かれる。第

二は、総会が決定いたしました条件も

きわめて妥当なものであると考

えます。

以上述べました二点によつて、わが

党は賛成の意思を表明いたします。

○上塚委員長 須藤彌吉郎君。

○須藤委員 私は改進黨を代表いたし

まして、国際連合総会の定めた条件を受諾して国際司法裁判所規程の当事国となることについて承認を求めるとの件を承認すべきものと議決するに御異議ございませんか。

○上塚委員長 御異議なしと認めま

す。よつて本件は承認すべきものと決

しました。

○上塚委員長 御異議なしと認めま

す。よつて本件は承認すべきものと決

しました。

なお本件に関する報告書の作成につ

きましては、委員長に御一任願いたい

と存じますが、御異議ございません

か。

○上塚委員長 御異議がなければ、さ

ように決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければ、さ

ように決定いたします。

○上塚委員長 次以外務省設置法等の

一部を改正する法律案を議題といたし

ます。本件に関する質疑を許します。

戸叶里子君。

○戸叶委員 日本は国際連合に加盟を

望んでおりますけれども、まだその加

盟が許されず、今回ここに国連に加盟

できないでも、日本国の政府代表を置

くようになりましては、当然必要

だと思つてあります。そこでこの特

命全權大使として送られる代表者は

でにもうだれかきめられてあるかど

うかを承りたいと思

います。

○小瀧政府委員 現に沢田隆三大使が

ニューヨークに出張中でありまして

して、日本を代表してオブザーガーと

して今国会に出席し、また過般も後進

国経済技術援助拡大計画の会議には副

議長も勤めておるといふような関係も

ございますので、引続き沢田大使を任

命いたしました。

採決いたします。国際連合総会の定

命する意向でございます。

○戸叶委員 今四の改正にあつては、スタッフを大体何人くらいお置きになるうとするか、承りたい。

○小滝政府委員 国際連合総会のオブザーヴァーとしての仕事のみなならず、いろいろな連絡関係もございまして、また今申しましたような委員会とか、あるいは国際児童基金とか、あるいはパレスチナ調停委員会とか、あるいは韓国復興に関する計画とかいうようなものにも関係しておりますので、大体七名をもつて代表部を構成する予定であります。

○戸叶委員 人選はもうきめられておありになるでしょうか。

○小滝政府委員 事実上今そこに出張駐在しておるのが六名ございまして、人選はほとんど確定しておるといつてさしつかえないと存じます。

○戸叶委員 七名のうち大体六名きめられておありになるようですが、いろいろ婦人に関する問題もございまして、どなたか一人くらい婦人を探用する御意思はございせんか。

○小滝政府委員 山根という婦人の官補がおありまして、婦人を代表せられております。

○戸叶委員 日本が、国連外務に正式加盟国となりましてからの代表者と、それから今回のような形の代表者との国連においての身分上の差異が何かあるかどうかを承りたいと思ひます。  
○小滝政府委員 外交官の特権につきましては、たしかアメリカのパブリック・ローというので、普通の外交官並、また国連に加盟している国の代表と同じ取扱いを受けることになつております。

それからスタッフは今後ふえるかどうかという。……

○戸叶委員 いや、そうじやないので、日本が国連の正式加盟国になったときに、国連に出て行つた日本の代表の方の地位と、それから今のような形においての代表の地位と、何かその間に差異があるかどうかということでありませぬ。

○松井(明)政府委員 国連加盟国の場合の特権と非加盟国の場合の特権とはかわりがございませぬ。非加盟国の場合には、ただいま政務次官の言つたアメリカのパブリック・ローに基いて特権を得ているという形でございます。

○戸叶委員 そうすると、その具体的な内容について教えていただきたいと思ひます。

○小滝政府委員 実際上特権については差異はございませぬ。ただ、国連の代表として出ます場合は、国連の本部と米政府との間におけるとりきめによつて、その特権が認められていて、法律上の差があるだけでありまして、事実上特権そのものには差異はございませぬ。

○戸叶委員 在外公館の一部設置法のことについて伺つてもよろしゅうございませぬか。

○上野委員長 けつこうです。  
○戸叶委員 今日本の国からいろいろ、南アジア地域とそれ、国によつて異なると思ひますが、在外公館で現在最も困難であると思われるようなものはどういふような点があるでしょうか。経済上の問題あるいは業務上の問題等であると思ひますが、東

南アジア地域にはこういうふうな問題、あるいはヨーロッパ、アメリカは、こういうふうな問題というふうな、大体わけてお考えになつて、最も困難だと思われるような問題について御指摘願ひたいと思ひます。

○小滝政府委員 御質問の趣旨がはつきりわかりませぬけれども、在外公館に關しての困難というふうなことは、いろいろ生活条件や何かのことではないかと思ひますが、たとえば東南アジアに於いては、在外公館として非常に困つておる点は、宿舎がなくて非常に執務上にも支障を来しておるといふ例も少なくないのであります。従いまして、インドでは昨年大使の公館をつくり、今度も予算をお願いいたしまして事務所を建てるように計画をいたしております。また一例をインドネシアにとりま

すならば、インドネシアに行つておるといふような状態でありまして、日本政府として何か宿舎の施設を設けなければ生活も非常に愉快でないし、事務の能率にもさしつかえというふうな問題がございませぬ。また他の地域につきましても、例をアルゼンチンにとりますれば、宿舎が非常に高く困る、アパートへ入るのには相当高額の権利金を払わなければ入れないというふうな状態でありませぬ。外務省俸給令では、赴任したときにその大きな額のを支給されるわけではななして、平均に毎月幾らというふうなきまつておられますので、赴任した場合などはたいへん困るといふ關係がございませぬ。また婦人でありませぬならば、日本人はいろいろ服装も異なつておられますし、外交団のいろいろな会合とか

んとかいふような場合に出来ても、日本の生活程度を反映いたしまして、婦人は婦人としてのいろいろ、概みもあるようでありませぬ。もう少し具体的な御質問があれば、それに対して御答弁いたしたいと思ひます。

○戸叶委員 今主として在外公館で今日直直しておりますところの困難な問題として経済的な面があげられまして、そしてその中でも宿舎の問題があげられ、その中に一点例を引かれまして、インドの大使館の例をお引きになりました。私もインドに参りましたときも、ちょうど大使館の設置のための土地を約束し、また事務所を設置するといふふうなお話でございませぬが、インドだけの例をとりましてもお話をいたしましたように、あちらに勤める方々の宿舎が非常に問題になつておりました。このインドの大使館の事務所を設置した場合に、同時にその予算の中に大使の公舎だけでは、ほかのそこに勤める人たちの住宅の問題なども考えられたかどうか、この点を承りたいと思ひます。大使の公舎ももちろん必要でございませぬけれども、末端に働かれる方々の宿舎といふものに対しての考え方が、どこにもあまり見受けられないように思ひます。ただいまインドの例をお引きになりまして、私もインドで働いておる方々からいろいろお聞きしたのでありますが、今回の予算の中に、インドの大使館のための事務所を設置するの中に、ほかの館員の人たちの住宅のための予算も含まれておるかどうかも承りたいと思ひます。

○小滝政府委員 内部的な折衝をこころで率直に申し上げますならば、外務省

としては一般館員の宿舎についても、考慮してらうように大蔵省と折衝したのであります。しかし今日の緊縮予算上やむを得ず一般館員の宿舎というものは、今年度には計上しておりませぬ。しかし何としても国家を代表しておるのには大使でありまして、他の者が階級が下だからほうつておくというのではなしに、代表者として、いろいろ公的な交際もあつておるわけで、大使の官邸を建築することになつております。今後まあいろいろ非常に暑い所でありませぬ、また事実非常に宿舎がないので、そうした面は大蔵省ともよく話し合ひまして、できるだけのことはいたしたいと考えております。

○戸叶委員 私は大使の公舎をないがしろにしてもいいというのではございませぬ。大使の公舎はもちろん必要でございませぬけれども、そこで働く人たちの住宅、ことにあつた所には、今マ、インドネシアといつた所には、今後とも御考慮してほしいということを希望する次第でございませぬ。

もう一点伺ひたいことは、日本の国内で日本人が名誉領事になつてほしいというふうな依頼された例があるかどうか、また現在なつておられますか、どうですか。それをお示し願ひたいと思ひます。

○小滝政府委員 相当数日本で名誉領事をしておる人がございませぬ。タイ国名誉領事は、たとえば乾君が大阪でいたしておられます。今教を調べさせていただきますから、後ほどお答えいたします。

交上の特権が何かあるのでしょうか、その点を承りたいと思ひます。

○小瀧政府委員 普通の本任の領事と違ひまして、これは実業家などがなる場合が多いために、領事館などに國際慣習として与えられる特権である家屋、事務所の不可侵權というものは認められない。ただ文書、公の通信の不可侵という特権は認められております。また普通の本任の領事でありませば、非常に重い罪以外の場合におきましては、接受してある国すなわち駐在してある国の刑事裁判権からの免除というような特権もございませうけれども、名譽領事であればその国の市民でありませうから、そうした特権がないということ。もう一つは、所得税とか物品税、市町村民税等の免除特権も、普通の領事でありませうらばございませうけれども、名譽領事であつたらそういう特権がない、こういうような相違がございませう。

○戸叶委員 先ほどの質問がおわかりになりませうでしたら、あとでお示し願へばついでございませう。

○小瀧政府委員 現在日本にはボリヂア、ベルギー、デンマーク、エグアドル、ギリシア、ホンデユラス、オランダ、ノールウエー、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、この十二箇國が二十五名の名譽領事を任命しておられまして、その勤務地は、東京、大阪、神戸、横浜、名古屋、福岡等でありませう。しかしこのうちどれだけが日本人であるか、はつきりした数字を今持つておられませうので、その点は後刻調べさせてお知らせいたします。

○上塚委員長 ほかには御質疑はございませうか。――外務省設置法等の一部

を改正する法律案につきまして、御質疑もあまりありませんようです。から、次会に討論採決を行うことといたしたいと存じます。さよう御了承を願ひます。

○上塚委員長 次に外交に関する件について政府当局に質疑を行うことといたします。福田篤泰君。

○福田(篤)委員 当面の外交問題につきまして二、三お尋ね申し上げたいと思ひます。

まず第一にMSAの問題であります。これは御承知の通り、本委員会においてかつて昨年の夏あたりに、外務大臣がMSA調印の時期は九月ごろであると言われた。これは記録にも載つておりますが、それ以来すでに半年も経過してあります。こういう重大な外交案件の調印の時期の判断につきまして、日本の外交史上としては珍しいほどの見当違いをしてゐる。これは見通しが甘いのか、あるいは不測の条件、要件が突発したためになつたのか、過去のことは、くどくど申しませんが、少くとも日本の政治経済の性格を決定するところの大きな協定の調印の時期につきましては、外務省はもうはつきりした見通しを今日はずでに持たれておられると思ひますが、それについて明確な調印の時期をあらためてお伺ひいたします。

○小瀧政府委員 仰せの通り、昨年の秋にはMSA協定の調印を了したいというふうにご考慮しておりましたし、米國側もそのように期待しておりました。が、ただ条文だけを出しても、その内容にどういふものが供与されるかというところがはつきりしなければ、御審議

の都合も悪いであらうし、そうしたやり方をするのが國民に内容を十分知らせるゆゑであるというように考えまして、MSA協定に基いて日本が供与を受ける内容の検討に入りまして、自然日本の予算とかあるいは日本の独自の防衛計画に即応したものをもちわなければならないという関係で、この審議が長引いて非常に遅れたことは遺憾に存じます。今回いよいよ最終段階に近づきまして、実は昨日にでもこれを了したい希望のもとに双方で主張いたしましたので、大体重要点は全部合意が成立したのでありますけれども、新聞でも報道されております行政費に關する点で、意見が十分完全に一致しなかつたため、実は今朝もまたそうした話し合いをしておる次第でございます。しかしこれは非常に小さな問題でありまして、うまく行けば本日の午後でもと考えておりましたが、またそういう約束をして、それが実際上遅れるということになりますと、外務省としても、いつもから約束をするようにも響きますので、大体今ここで申し上げ得ることは、月曜になれば――八日になれば今度こそ間違いなく調印の運びに至るであらう、突発事件の起らぬ限り、そういうふうになるであらうというごことを期待いたしております。

○福田(篤)委員 次に先般日本の国内にも相当大きな反響を呼びましたわが國の巡視船「さざなみ」に対する不法射撃事件であります。これは國際慣例からいつても、國際法の法的立場から申しましても、だれが見ても李承晩政権のきわめて不法なる射撃であり、拿捕であります。これは昔から一つの國際間に

おいての重大な紛争の種にもなり、公船に対する不法射撃あるいは拿捕は、過去の歴史におきましても、戦争開始の原因にもなつた実例があるのであります。重大な問題であります。日本が占領下であるならばいざ知らず、獨立をかち得た今日におきまして、このよ

うな他國による重大な侮辱を与えられたことは、われわれとしても、この処置につきまして、政府に對してはどういふ態度で見るかは見ておられないのであります。これについてはたして李承晩政権から正式の陳謝の意を表して来たかどうか、またわが外務省におきまして、正式に文書――これは重大な問題でありますから、おそれなく口頭でないと思ひますが、文書をもつて在日金公使あるいはその他正當なる機関に、嚴重な抗議を申し込まれたかどうか、並びにこれに伴う損害賠償の要求權を留保されたかどうか。ただ返したからそのまゝはつておくという

ようなことは、長いものに巻かれる、結局力の強いやつにはどんな無理をされても泣き寝入りをするというふうな、きわめて卑屈な國民感情を植えつけてしまふので、本件は重大な問題であります。李承晩ラインもまだほとんど解決の見込みがつかない今日におきまして、こういう明瞭なる不法行為に對して、獨立國として日本の外交當局がとられた処置、並びに相手國の、加害國の李承晩政権のそれに対する回答その他の処置につきまして、御回答をいただきたいと思ひます。

○小瀧政府委員 海上保安庁の巡視船が向うへ連れて行かれたという報があらりました当日、さつそく午前中奥村次官が金公使を招致いたしました。嚴重

な抗議をし、すみやかに船を返還すると同時に、今後こうした事件が再発しないよう十分な措置をとるよう申しつけ、かつまた損害賠償を請求する權利を留保する旨を申し渡したのであります。その結果、また同時に友好國の方であつたことを了した関係もあつたかとも思ひますが、韓國側におきましても、即日日本側へ返還するという措置をとつたわけでありませう。しかしまだ陳謝の意思表示というものはございませぬ。この事件の起りました当日も、衆議院の予算委員会から申し上げました通り、外務省といたしましては、ただ口頭で申し述べたのみならず、文書でもつて嚴重な抗議をするというところを申し述べたのであります。が、船及び乗組員の返還につきましては、即座に先方が当方の申入れを聞き入れたので、このあとに出すところの外務省の抗議は、もう少し捕えられたときの状況及びそのときにおける船舶の位置というものを詳細に調査した上で、その調査の結果に基いてする方がより有効であらうと考へましたので、そうした面を今日までいろいろ調査し、すでに先方に対して陳謝を要求し、またこうした事件が再発することを防止するのに万全の措置を講ずべきこと、及び日本側としては損害賠償要求の權利はまだこれを留保するものであるという趣旨の申入書も作成いたしておるのであります。これは近日中に韓國側に手交する手はずになつておる次第であります。

○福田(篤)委員 一部の新聞報道によりますと、アリソン大使から閣外務大臣または吉田総理に對して、もしアメリカへ来られるならば四月が好



ているのに対しては、あくまでそうい  
う一方的な措置によつて強制されるの  
ではなくして、双方で話し合ひをして、  
そうして日本もある程度まで自衛する  
し、向うも日本の立場を考慮してとり  
きめをつくるという考えで、相対しん  
ぼう強く話を續けて来たわけでありま  
す。しかしどうしても話し合ひがつか  
ないで、そうして突然一方的にああ  
真珠貝採取法を実施するようになり、  
また大陸だなの宣言をするということ  
になりましたために、司法裁判所に訴  
えざるを得ないということになつたわ  
けであります。しかし同時にこの問題  
を解決いたしませんならば、また先方  
話し合ひをしようという気持で出て参り  
ますならば、業者間の話し合ひというこ  
とは非常にけつこうなことでありまし  
て、これに対しては必要な限り、また  
できる限りの協力をするとということ  
は、十分考案なければならぬところ  
だろうと存じます。

○大橋(忠)委員 ちろん表面法律的  
に、外交的に争うということにはもう当  
然のことであり、けつこうなことであり  
ますが、しかしこれと全然別個に、同時  
に私が今言つた業者が向うに行つて、  
そうして向うで協力するということよ  
うな具体策を進めて行く。これをやると  
かえつて法律的な立場が弱くなるとい  
うものではない、法律は法律、実際は実  
際、二本建てで行つた方がよくはないか。  
かりにそういうような実際上の協定、  
話し合ひがついたとしても、別にこちらの  
法律的立場が弱まるわけはない。そ  
れは國際裁判所の裁判、その判定に從  
つて両国ともやつて行けばいい。一方  
においてはやはりそういう實際的の内  
面から、裏面からずつと空気をやわら

げる。あまりかど立つて来ると、大陸だ  
いなだけないが、今申しましたよう  
にすてにはるか公海、大陸だに關係  
ないところまで出て、そうして日本の  
船でまぐろの漁業をやつていけるもの  
で法律に違反しておるといふようなこ  
とが、たしかメルボルン、シドニーで  
もあつたということが実は外務省から  
いただいた電報の中にあつた。そうい  
うようにかど立つて来るとどこまでも  
李承晩ライン式になる。そしてさらに  
日本の連合艦隊をつくるということに  
対しても、新聞によると、どういうチ  
ヤノネルを通してか知らないが、何か  
向うから異議を申し立てて来た。そう  
してそれがために連合艦隊をやめて、  
ただ普通の艦隊にしたといふようなこ  
とが新聞に出ておるのであります。ま  
ども新聞などによると、日露の間の  
空気が非常に尖鋭化して、かど立つて  
来ている。それは、形の上の争ひだけ  
にとどめて、實際的に内面的の緩和手  
段をあまり講じないことから来ている  
のではないか。そこで私は實際問題と  
して、法律で争うのとは別に、實際的方  
面の業者間の連絡をやつたらどうか、  
こういうふうな思ひです。

○小滝政府委員 日露の關係は非常に  
重要でありますので、そうして一方の  
法律問題を離れて、双方の關係をよく  
して行くように努力して行かなければ  
ならないといふことは、お説の通りで  
ございます。幸いにして今度の係争問  
題も、お互いに特別合意書をつくつ  
て、それによつて話し合ひの上で裁判に  
かけるといふことになつておりませ  
すし、また裁判が決定するまでには、暫  
定的な措置でもつて日本の真珠貝採取  
業も事実上実行できるようにしようと

いふふうに向うも出ておりますし、従  
いまして、全然話し合ひをしないで、け  
んか腰で双方がかかつておるわけでも  
ございませぬから、今大橋さんの仰せ  
のような点は、十分考慮いたしまして  
措置いたしたいと考へます。  
○上塚委員長 櫻積七郎君。  
○櫻積委員 櫻積七郎君。  
お尋ねいたしましたのが、このごろ外務大  
臣がこの委員会に出席が非常に悪い。  
いふ／＼な理由に漸日されて出席  
しないようですが、やがてM S Aその  
他重要な問題がこの委員会を討議され  
ようとするやうに、さういふような  
状態では、われ／＼誠意をもつて政府  
提案の諸案その他について討議す  
ることができないのです。さういふと  
も、この間から私は要求いたしまし  
て、ぜひ出られるといふことであつた  
のですが、どういふわけにまだに出  
られないのか、委員長において御存じ  
でございますか、あるいはまた委員部  
の方から外務大臣に出席方を要求され  
なかつたのかどうか、ちよつとお尋ね  
いたしておきます。  
○上塚委員長 たいま櫻積君からの  
委員長に対する質問に對しましては、  
外務大臣の出席を要求いたしておきま  
したが、さういふ午前中宮中に行かれ  
て、それからただちに参議院の方に出  
席いたしておられるので、こちらの方  
に出席ができないといふことでした。  
今後外務大臣の出席を促すことにしま  
すから、さういふ御了承を願います。  
○櫻積委員 さういふお尋ねは皇座  
の誕生日といふことで宮中に行かれた  
のかと思ひますが、必ずしも全部の閣  
僚が初めからしさいでおつき合ひ

しなくてもよろしいので、祝意を表せ  
られて、政務多端のゆえをもつて引下  
られてもけつこうなのでございませぬ  
から、少し委員会としては、委員長を通  
じまして、大した理由でないことを理  
由にされて欠席されることをいたく戒  
めていただきたいことを希望いたし  
ておきます。政務次官からもよろしくど  
うぞ大臣にお取次を願ひたいと思ひま  
す。  
そこで大臣にかつて小滝次官にお  
尋ねいたします。先ほどM S Aの調印  
はあつては大体間違ひなくやるとい  
ふことですが、これはこの前も私ちよ  
つと意見を申し述べましたが、現吉田  
内閣は汚職、醜聞事件でもつて國民の  
心はずで去つておられます。おそらく  
は近く政変すら予想されるような思  
ひの中にお引込まれて行くだろうと思  
うのですが、さういふ内閣が、この國の  
外交並びに経済、さらに國民生活に決  
定的な影響のありますM S Aの調印を  
することは、はなはだ不適当でもあり  
ますし、政治的な道義上もいささか欠  
けるところもあるかと存じますので、  
そこでしばらく後延をきまして静觀  
されて、しかる後に態度をきめられて  
されるべきだと思つて、従つてあさ  
つての調印はひとまず延期されるべきだ  
とわれ／＼と思ひます。このことはわ  
れわれは覺悟にたわられていゝのではな  
くて、國民的な常識から当然なことだ  
と思ひますので、次官からひとつ御所  
感を伺ひたい。  
○小滝政府委員 政府の態度につきま  
しては、すでに予算委員会でも再三総  
理、副総理から申し述べている通りで  
ございませぬ。今新聞紙上では汚職とか  
醜聞といふような問題も出ております

が、これは今現に檢察庁で調べている  
ことであつて、政府としては十分自信  
を持つていゝわけでありまして、でき  
るだけ早い機会にM S Aの調印を了  
したい、従つて明後日はぜひこれを実行  
いたしたいといふことを考へておる次  
第でございます。  
○櫻積委員 法律上の責任の有無は、  
もとより、御訴されまして裁判の決定  
を待たなければならぬと思ひます  
が、私の言ふのは政治的な責任でござ  
いませぬ。われ／＼の聞き及ぶところ  
は、すでに國民もすべてさういふ判断  
をいたしておられますが、現在の汚職、  
疑獄事件といふものにつきましては、  
幹部からも出ておるのであります。  
さういふ政治的な責任問題を私は言  
つておるのでありますので、あくまで御  
一考を願ひたいと思つておるのであり  
ます。そのことを外務大臣並びに總理  
もお伝へいただきたいと思ひます。  
ついででございますから、もう一  
点、先ほど福田委員からお話が出ま  
したから、私所感を申し述べて次官の御  
意見を伺ひたいのですが、吉田總理の  
外遊問題でございます。これは四月ま  
たは五月といふことが伝えられて、今  
次官は必ずしも時期は確定いたしてお  
られないといふお答えでございませぬ  
が、外遊については否定をされていな  
いわけでございます。これは政治情勢  
が非常にノーマルに進んでおりまし  
て、しかも国会が休会になりました後  
におきまして適當な時期を選んで外遊  
されることは、これは一々われ／＼が  
くちばしをさしはさむことではござ  
いませぬが、先ほど申しましたよう  
に、今吉田内閣を取巻きます政治情勢

並びに人心は、はなはだ不安定でございます。そういう中で、席を打なしゆりされてアメリカその他へ行かれて、しかも客観的に見ますならば倒れかけた吉田内閣に對しまして、アメリカの力を借りてバックアップするよな政治的意図すら見られるのであります。そういうことはわれわれとしては、はなはだ好ましくないと思つて、そこであなただにそのことをとりやめるかどうかということをお尋ねすることは、いささかの違いかと思つて、きよりは大臣がおられないのは、はなはだ遺憾の意を表して、同様そのことを大臣並びに總理にもう一ぺん、われ／＼の意見としてお取次、御忠言がいただきたいと思つて、次官の御所見はどうでございますか。

○小瀧政府委員 穂積さんは、もう内閣は倒れかけたという御所見のようでありませうけれども、私もそれはそういうことは全然考えていません。また總理は外遊する希望を持つておられるようだと申し上げただけでありまして、それは確定していても何とも申し上げません。いつ行かれるかわからないのに、今おつしやいますよな仮定のもとで議論をいたしましたも、これは始まらないのでありまして、もつと具体化した際に、穂積さんからも一度お取上げになつたらけつこうだろつと存じます。

○穂積委員 それからも一つお尋ねたいのは、この前私次官に申し上げて、次官は大臣ともよく打合せをして返事をするというお答えをいただきました。それは四月二十六日からジュネーヴで、中共を含む五箇国の會議

が開かれるわけでございます。これはアジア問題を討議するということでおるようでございます。そこでこれには正式参加でなくとも、オブザーバーでもけつこうでございますが、いやしくもアジアの治安あるいは政治方針等に重要な関係のあります。この會議に對しましては、日本は当然少くともオブザーバーとして参加の意思表示をされて、そうしてアジアの平和の確保あるいは経済の發展のために、みづからの方針をあらゆる機会を通じて意思表示すべきだと私は思つております。そういう趣旨で、この前私の所見を申して述べて政府のお考えを伺つたわけですが、それに対して次官は、一応よく打合せの上であらためて返事をするというのでございまして、その後お打合せをいたしたいかどうか、そうしてどういふふうな御意見であるか、もう一度お尋ねいたします。すでに時期はだん／＼迫つて参りましたので、あまり日を遅延いたしておることを許さない情勢だと思つて、この際お伺ひいたす次第であります。

○小瀧政府委員 私は打合せから返事をしようよな、見識のないことを申し上げたとは思いませんが、速記録を調べれば、もしそういうことを言つたとすれば、私はそれは取消しを言つたと思つて、私はそれは取消しを言つたと思つたので、また少くとも私が申し上げようとした趣旨は、日本は今招請される立場にもないし、招請する国は四箇国あるし、そこへ出て行くのは、国家として承認されなければならぬのだが中共が出て、大韓民国、北鮮の人民共和国、そういうもの、またあの戦國に加わつた諸國の

中で、参加を希望するものが招かれて行くのである。しかしこの會議は決して日本に關係のないことでもない。一衣帯水の間に朝鮮のことであるから、われ／＼は十分これを注視しなければならぬ。そうして必要な連絡も、日本のこれまで協力して来たところの国連諸國と十分いたしませう。しかしこれは東亜の經濟問題などが論議されるのではなしに、直接の問題は、朝鮮で現実に戦つた跡始末をする會議であつて、撤兵などに関する点が多いのであるから、日本は今すぐこれに参加するという意思は持つていない。しかしかりに將來情勢の變化なり、あるいは計画に変更があつて、極東の問題について重大なる審議が行われるというようになれば、また日本としては考え直す機会もあるかもしれないけれども、現在の段階においては参加することを考えておりません。ということ、申し上げたつもりでございます。

○穂積委員 私は今のお答えをばはなはだ遺憾といたします。いやしくも小瀧さんは事務次官ではなくて、政務次官でございます。大臣にいたしましては政務次官にいたしまして、特に外交の大局に立つて國の外交方針を決定しなければならぬ立場に立つておられるわけでありませうが、そういう方から今申されまじやうに、朝鮮問題を中心とするジュネーヴ會議は、撤兵その他の事務的または手続上の問題が主であるというよな、まことにあさはかな御意見を伺ひまして、私は驚くのでございませう。言つてもなく、前のベルリン會議の持つております重大な意味というものは、英仏の努力によりまして、遂

にアメリカが我を折つて、國際會議に正式に中共を招請する。そこで中共の政權を承認しないと云つておりますが、そんな言葉の上のこととはどうでもよろしいので、アジア問題を討議するには、中共政權と話をしなければ解決がつかないというところまで、アメリカは来ておるわけなのです。従つてそのことが、ベルリン會議の最も重要な問題でございました。もう一点は、國連の會議に付託されました軍縮問題でございます。従つてそれに続きますジュネーヴ會議というものは、アジア問題におきまして、中共がここで一段とその國際的な地位を高めることは言ひまでもありません。従つて今後アジアの諸問題を討議し、具体的に解決するために、中共政權の存在を否定してこれを相手にならないという態度では、とうてい処理できないという事実が、もつとはつきりして来ると思つて、そのことはすでにアメリカも認めておる。ですから中共の承認問題といふのは、もう必至の問題であつて、時間の問題にすぎないといふふうなわれ／＼は判断をいたしました。さらにもう一点重要なことは、アジアの朝鮮またはインドシナ問題が、今度のジュネーヴ會議の一回だけでは完全に解決をすることは考えられませんが、しかしながらアジア問題につきましても、おそれなくその會議の結果は、話合ひのうちですべて國際紛争は解決して行くのであり、アジアのすべての人々に与えることができる。従つて特に外交政策の場合におきましては、一つの見通しに立つて、そうして大きな方針をきめて行かなければならぬのでありま

して、ジュネーヴ會議の持つております國際政治的意味といふものは、單に朝鮮の撤兵手続の事務上の交渉の問題ではございません。そういうふうには私も考えますならば、おそらくは中共政權を遂にアメリカも承認して、國際社會におきまして、アジアの問題について中共をのけてはもうすべてに話合ひはできない、アジアの經濟を考へる場合にも、中共を相手として話をし行かなければならぬという段階に至るでございませう。しかもそれが歐洲のみならず、さらにアジアにおきましても、平和的に國際紛争が解決し、しかもあげて軍備を縮小して、國內の平和經濟の樹立の方向へ内外の政策をとるようになりませうならば、おそらくは日本はこのジュネーヴ會議をきつて、けつとして、アジア問題に發言をし、または何らかの意思表示をしておきませんと、アメリカにすらすらで立ち遅れてしまひまして、そうしてアジアの孤獨どころか、世界の經濟の孤獨となることをわれ／＼は憂へるのでございませう。そういう観点に立つて、アメリカがお招きがないから出ないとか、お招きがあれば出て行つてもいいのだから、ないから出ないのだといふよな、そういう弱氣持でなしに、みづからアジアの問題については自主的な判断をもつて——この際絶好の機会でございます。日本は独立したと嘗いませけれども、独立した後に日本の外交が最初から明らかにすべきものは、アジアに對する方針であると思つて、いまだかつて吉田内閣は、一番大事な、すなわち敗戦後日本の外交方針として、すべての人々が期待しておるアジ

ア問題に対する外交方針が、さらに打  
出されておられません。このことは日本  
の外交の致命的な欠陥であると思いま  
すが、たゞ／＼今度のジュネーブ会議  
で、今申しましたような見通しにわれ  
われが立ちますならば、当然日本政府  
はこの際アジアにおける有数なる独立  
国として、しかも自主的な外交権を持  
つておる国でありますならば、アメリ  
カの思惑がどうであろうか、お招きが  
なからうか、この際みずからの意思に  
よりまして、少くともオプザーグラー  
としてこれに出席して、意見を述べ  
る。もしそれが四箇國によつて拒否さ  
れたといふ事ならば、拒否された  
らされていいのであつて、されたとい  
う事案がわれ／＼にとつてプラスにな  
ります。そしてそれでありませぬなら  
ば、会議に出席してオプザーグラーと  
して意見を申し述べる、あるいはまた  
方針を發表する、そういう機会を會議  
においては与えられなくても、それを  
機會といはして、この際百尺竿頭  
一步を出して、アジアに対する方針を  
政府の声明として發表すべきである、  
私はそういう御意に立ちますので、事  
務上がどうだといふような、そういう  
ごまかい事務次官のお答えのようなも  
のでもなくて、いやしくも事務次官の職  
責におられるのでございませぬから、ど  
ういう御意に立つてこれに出席しない  
ことの方が日本のために有利であると  
判断されておるのか、その積極的な理  
由を伺いたいでございませぬ。

でありまして、そうなることをわれ  
われも熱望してやまないところであり  
ます。しかし先ほど、米国の思惑で日  
本がこれに参加するとか、あるいはオ  
プザーグラーを出すことを遠慮してい  
るのではないかと、いろいろお説でありま  
したけれども、決してそういうわけでは  
なくして、今度の會議が少くとも内容  
的にそうした問題を含んだものである  
からして、日本としては今ただちにこ  
れに参加する必要はない。日本は國連  
側の諸國とはすでに緊密なる關係にあ  
るのであります。これらの國で特に  
あそこへ出兵して戦つた國が、國連諸  
國を代表して話し合ひをするものであり  
まして、日本が今入つてただちに何ら  
かの効果を上げるといふことは期待で  
きないのみならず、過激のヨーロッパ  
會議において、インド問題というもの  
が非常に紛糾したといふような点から  
見ましても、あるいはむしろ、はたに  
いてこれを監視して適當に連絡する  
ことの方が、かえつてこの會議を早く  
円満に開かせるゆえんになるかとも考  
えられます。以上のような考えであり  
まして、今ただちにこれに参加する  
というようなことは、私どもの方では考  
えておらないところでございませぬ。

○總務委員 しかしながら朝鮮問題  
は、今度のMSAに因連をいたしてお  
ります。おそらくはアメリカの兵隊  
どもの考えておるのは、朝鮮問題ど  
ころか、インドシナ、台湾問題に對しま  
して、万一局地戦争がまたありといは  
しますならば、日本の兵隊を出そうとい  
う考え方を持つておることは、もう歴  
然たるものでございまして、そういう  
ふうには、朝鮮問題なり何なり、特  
に朝鮮問題以來、こういう再軍備問題  
に對する要請が強くなり、さらにまた  
日本の方針をそういうふうを持つて行  
こうとしておられるわけですから、從  
つてこれは重大なる問題があると思  
うのです。単に國連軍のおつき合ひで、  
ほんのそこらの飾り物の兵隊をちよつ  
と出したといふような各國とは、その  
利害關係の大きさは問題にならない。  
従つてこの朝鮮問題がどうなるのか、  
そのことはやがて中共政権が認められ  
るか、られないか、またはアジアの貿  
易をどういふふうにするのかというこ  
とに重大な因連が出て來ます。具体的  
に議題となつて貿易の問題まで討議さ  
れないといはしてしましても、必ずジュネ  
ーブ會議の結果はそのことに影響する  
と思ふ。きょうは私はこれ以上問答い  
たしませんが、次官にもう一点だけお  
願ひいたしましたのは、きょうは先ほど  
言ひ通り大臣がおられませぬ。ですけ  
れども私はここであきらめないで、も  
う一べん大臣にお尋ねしたい。大臣で  
わからなければ、総理にも意見を聞い  
てもらいたいと思ひますので、ひとま  
ず次官から大臣にわれ／＼の要望する  
趣旨をお伝えいただけたいと思ひます  
が、お伝えいただけますかどうか、こ  
の際にお尋ねいたしておきます。

○小漣政府委員 種積さんの御高説の  
ほどはよく伝えておきます。  
○總務委員 それではちよつと具体的  
な問題について次官にお尋ねいたしま  
す。  
それは仄聞いたしましたすと、ウラジオ  
ストックその他にありますがソ連の船舶  
の老朽したもの、または破損したもの  
等を、日本のドックにおいて修理する  
ことを最近申し込んでおる事実がござ  
いますかどうか。そしてまたある造船  
会社においてすでにその發注を受けて  
いるものがあるかどうか。事情がわか  
りましたら明かにしていただきたい  
と思ひます。  
○小漣政府委員 ソ連の船舶修理の問  
題はいろいろな商社が取上げて、ひつ  
ぱりだこのようにこれに關与すること  
を希望している事實はございませぬ。し  
かし数日前に笠戸で直しました船は出  
帆したはずであります。あの二船以  
外に新しい契約が確定したものはまだ  
ないようございませぬ。  
○總務委員 今まで修理の行われまし  
たのは、トン数はどのくらいか。  
○小漣政府委員 参考資料を持つて來  
ておりますが、後ほどお答えする  
ことにしますが、笠戸ともう一つは何  
とかいふ島であります。この二箇所  
でやりましたのは相當のトン数の船であ  
ります。今度も十数名乗つて帰つたよ  
うであります。詳細は後ほどお知ら  
せいたします。  
○總務委員 そのほか修理または建  
造の申入れがございませぬか。  
○小漣政府委員 そういう申入れは外  
務省へするのではなくて、商売人の人  
がやるわけでありませぬ。問題は通産  
省へ行くわけでありませぬから、そのよ  
うに御了承願ひします。

○總務委員 しかしながら相手はソ連  
でございませぬので、外務省はもとより  
造船その他のことにつきましては、直  
接の所管省ではないと思ひますが、直  
接の外務省におきまして、そのこと  
に因連し、または情報を正確にとらな  
ければならぬ問題だと思ふのです  
が、それは一体どこでやつておられま  
すか。  
○小漣政府委員 そういう問題は経済  
局で取扱つております。  
○總務委員 経済局のお役人の方はお  
見えになりませぬか。  
○小漣政府委員 本日そういう質問が  
出ようと思ひませんでしたので、來  
ておりませぬが、しかしそういう個々  
のことは、あらかじめ質問書でも出  
ていないと、資料もなしに不正確なこ  
とを申し上げますと、かえつて誤解を招  
くような場合もございませぬから、あら  
かじめお知らせ願ひすれば資料を持つて參  
ります。  
○總務委員 それでは、お尋ねするこ  
とすべてがわからなければわからない  
でけつこうです。それから、あらためてこの  
際お願ひしておきますが、きょうわか  
るだけお伺ひしますと、その二隻の修  
理に對しまして、見返りは物でやつて  
おるわけですか、どういふふうによつ  
ておられますか。  
○小漣政府委員 樺太炭でバーターの  
ようになりましてけれども、石炭の質  
が悪くて、実は買つた方が非常に困  
り、いろいろ／＼これには技術的に困難な  
問題を生じたことを、私よく承知いた  
しておられます。大体向うから給付され  
るものは、最近では材木のことを非常に  
みんなわい／＼言つておられますが、こ  
の兩船に關する限り粘結炭であつたと  
いうことを私記憶いたしておきます。  
○總務委員 これはお調べになつてい  
ただくわけです。今度は通産省と外  
務省経済局の方に来ていただいてお話  
を伺おうと思ひますが、外務省の方針  
についてだけちよつと因連してお伺  
しておきます。もしこつちの御意が  
もつた場合には、外務省として、は  
もとよりこれを喜んで歓迎されるわけ

でございませうね。

○小滝政府委員 外務省は、日本の間に通商関係がだん／＼増進せられるという事には、反対のものはございせん。但し民主主義国家諸国の間には互いに協力関係がございませうので、明らかに戦略物資であるというものは、この民主主義国家群の話し合いによりまして、出すことを自制するということになつておきますので、戦略物資などでない限りは、双方の貿易を促進するのに異議があるものではなくして、むしろ東西貿易というものが盛んになることが、結局平和をだんだん招来するのに一つの助けになるだろうという見解におきましては、イギリスなども述べておる通りであります。

○穂積委員 その場合貨物船、油送船等の新造または修理の発注に對しましてはどうかでございませうか。

○小滝政府委員 これはそのトン数とか、いろ／＼船の用途というよりなことによつて違つておられます。

○穂積委員 それらのごまかい基準につきましては、今度あらためてお尋ねいたします。時間が大分過ぎまして、まだ他に質問者もおありになるようです。きょうはこれで閉会いたします。

最後に一点、もう一べんお尋ねいたしますが、旅券法のごさいませう。先般私がお尋ねいたしましたら、二月末ごろには出したというよりな御意向でございませうので、さつそく提出されるであろうと予測されまふ外務省の修正案なるものを、おそらく私の見たものはそれに間違いはないと思ひますが、これを拝見いた

しますと、驚くべき領国令のような旅券法改悪になつておるのであります。実はわれ／＼として、こういうものを出したくないわけでも、賛成するわけには行かないわけでもございませう。のみならず、いろ／＼貿易関係に眼を閉じておられませう良識のある議員の方でありませうならば、自由党または改進黨の保守党に籍を置いておられる方々も、私の知れる範囲では、ほとんどすべて反対をしておられるのみならず、また貿易業界の方々、さらに新聞その他報道関係の方々も、こういうような旅券法の根本精神に反するような、非常な制約をつけたような改正案に對しましては、賛成の意を表しておられないわけ

でございませう。おそくはそういう意図は、政府御当局にもすでに何らかの形で多少反映しておると思ひます。そこでお尋ねいたしますが、二月末には出したという御意向でありませうが、それが延びておる理由、それから第二にお尋ねいたしたいのは、心を入れかえられまして、こういう領国令はもう出すのはやめるといつても入れば延ばしておられるのか。また心を入れかえないで、すきがあつたら何と出したいという御所存でございませうか、この際あらためてお尋ねしておきたいと思ひます。

○小滝政府委員 二月末ごろには出す手はずになるだろうというふうな期待しておりましたが、いろ／＼まだ事務的にも整備しなければならぬ点もございまして、延びております。しかし、かりに出すようになりましても、決して領国令に類するようなものを出さずと思ひます。穂積さんのお

つしやいしました点は、私はよく記憶しております。今後善処いたしたいと思ひます。

○戸叶委員 私はM.S.A.のごさいませう。近くジュネーブで開催されますアジアの平和會議に對する日本の態度について、先ほど政務次官がおつしやいましたことに、まことに不満の意を表するものでございませう。と申しますのは、現閣外務大臣も幾たびか、アジアの問題に對しては重大な関心を執

らなければならぬと言つて、非常にいろ／＼な問題があるにもかかわらず、それに対して何ら積極的な手を打たれようとしておりませう。ことに今頃のジュネーブの平和會議などに出席するということ、そういう問題の解決にあつては一大促進をなし得るものであるにもかかわらず、手をこまねいておられるという態度に對しましては、私どもはまことに了解に苦しむものでございませう。この前の前の、約二週間ほど前の外務委員会で、私もこの問題に對して質問いたしましたところ

が、岡崎外務大臣のお答えは、初めからおしまいで招かれざる客になることはいやですというお答えでございませう。小滝政務次官の方は、もう少しいろいろかそれに興味を持つていられるのかと思ひましたが、私がもしも国会の総意でだれか代表を出すことにきまつたらどうするかと申し上げま

したならば、そのときには考えてみましよう。と、多少の余地を残された御答弁をされております。ところが幸ひにいたしましたので、この委員会の福田委員、自由党でいらつしやいますけれども、この問題には賛成していらつしやる。この問題には賛成していらつしやる。これは福田さんが先ごろの委員会におきまして、積極的に發言するような代表者を出すべきだという意見を出されておりました点から見ましても、そうだと思います。そこで私は自由党の方々も、しかも外交に通じていらつしやる福田さんがそうおつしやるので、すべから、当然これは日本から代表を出すべきだと思ひますので、どうかもう一度閣外務大臣とお話し合ひの上、もう時日も追つておられますから、一日も早く、その招かれざる客などに固執しないで、積極的にアジアの問題とつ組む態度をお示しになつていただきたいという事をまず望みたいと思ひます。

そこでM.S.A.協定の問題でございませうが、先ほどの福田委員の御質問に對して小滝政務次官は、なぜ署名が遅れていたかという理由の一つに、顧問団の行政費の問題を取上げられまして、これは大したことではな

いとおつしやつておられますけれども、私どももいたしましては、どうもこの行政費の点がはつきりしないのでございませう。そこでまず伺いたいことは、アメリカの顧問団一人について大抵日本ほどの程度の負担をすると思つて、予算を組んでいられるかを承りたいと思ひます。

○小滝政府委員 御承知のように、この顧問団の数は漸減せしめる方針であります。でありますから漸減すればだんだんその費用も減ることになります。一人に對して幾らというふうな計算ではなしまして、総額これだけという事には到達したのであります。米国内側では一時相当な額を予定いたしておつたようでありませうけれども、日本側で日本としての立場を主張いたしましての結果、大体三億五千五百万円程度になるであろうと私は期待いたしておりますが、これも条約に明記せられるだろうと考へます。従ひましてこれを年通じて平均四百人とすれば、四百で割ればパー・ヘッドの費用が出るということになる、こういうふうに御了解願いたいと思ひます。

○戸叶委員 それではこれは防衛分損金の施設費から出るわけではございませうか。

○小滝政府委員 これは外務省の主管するところではございませうけれども、私どもの了解するところでは、一部は防衛分損金の方から出してございませう。つかえないという大蔵省の見解のようでありませう。

○戸叶委員 この三億五千五百万円の中には、日本が提供しようとしております事務所や住宅、そういうつたものの費用も含まれておられるわけではございませうか。

○小滝政府委員 これはこの協定案を提出いたしましたときに御審議願いたいと思ひますが、このほかに特定の施設は現物として提供することになるだろうと考へます。

○戸叶委員 そうしますと、結局顧問の行政費として三億五千五百万円



は済まない、もつとほかに日本で分租しなればならぬというものがそこに出て来るわけなんです。

**○小漣政府委員** 施設の一部で向うの必要とするようなものについては、この金額で見積つたもの以外になりませんが、これは大した費用には上らないように私了解いたしておきます。

**○戸叶委員** たしか電気ガス税なども無税になると思いますが、その点はどうなんでしょうか。

**○小漣政府委員** この顧問の人ば三段階にわかれておりまして、上の方が大体外交官として上位に属するもの、その下の方が下級の外交官並、そしてその残りが大使館の使用人程度のような三段階にわかれることになっておりますが、これらはそれに相当する外交官と同じような特権を享有するということになっておりますので、これらの税の点についても外交官並の待遇を受けることになると思ひます。

**○戸叶委員** そろそろと、そういうものが免税になった場合に、地方税に与える影響というものも大きくなつて参ります。そこで三億五千五百万円を四百人の数で割つただけが、この一人の費用というところは言えないのではなからぬか。施設なりあるいはほかのものでもかたかなければなりませんので、それで割つたものが一人の費用ということと言えないと思ひますが、その点をもう一度伺ひたい。

それからもう一点、そういうふうな三億五千五百万円以外の予算というものはどこから出されようとしておられますか、その点をもう一度伺つておきたい。

**○小漣政府委員** お説の通り、厳格に

いけば、三億五千五百万円プラス・アルファということになるわけでありまして、今提供します施設などにつきまして、それは防衛分相金だけでなしに、保安庁の方の施設を利用するというような場合があるもので、私の承知いたしますところでは、保安庁の方の施設というふうなものが利用せられるという意味において、保安庁費に食い込む部分も出て来るだろうというように考へております。

**○戸叶委員** それではこの三億五千何ガシプラス・アルファということになつて、保安庁の方から費用が出るというふうになりました。

次に、この顧問の人たちと日本側との間に、何か意見の相違が出た場合には、どこで調整をとるのでしようか。たとえば日米行政協定の場合におきましては、日米合同委員会というふうな問題が取り上げられておられますが、顧問の場合にも日米合同委員会が取り上げられるものかどうか、その点承りたいと思ひます。

**○小漣政府委員** 私どもは、これが日米合同委員会の議にかけるような性質の問題を起すであろうということには予期いたしておけません。顧問はあくまで顧問でありまして、新兵器の使用方法を教えるとか、あるいはそれに関連する訓練を行うとか、あるいは日本が必要とする情報を提供するというふうな役目を持つてゐるのでありまして、日本の保安隊なり自衛隊というふうなものに対する指揮権は日本側にあるわけでありまして、顧問としていろいろ注意を与えるという立場にありませぬために、そうした意見の相違によつてどこかが対立したものが裁

判的な問題を発生せしめるというふうな場合と全然性質が異なるわけでありませぬ。でありますから、そうした問題は全然ないものであらうというふうに期待いたしておきます。

**○戸叶委員** ないと思ひますが、あるいは起きるような場合もあるのではないかと私には考えられませぬ。ことに与えられた武器の使用の過程におきましても、これからのいろいろ意見が出て来ると思ひます。こういうところがまずいからこういふふうにしたらいいとか、いろいろ申しました場合に、どうしても日本の方が従属的な立場に置かれてゐるので、何でも従わなければならぬというふうなことに追い込まれることを私は非常におそれるものでございませぬ。またその他保安庁法の改正によりまして、アメリカの駐留兵と日本の自衛隊とが共同作業をした場合等のいろいろ問題につきましても、私は質問をしたいと思ひますが、きょうは時間もございませぬので、この次大臣がお見えになつたときに伺ひたいと思ひますから、この点を留保いたしまして、私の質問を打切りたいと思ひます。

**○上塚委員長** 細道兼光君、最近新聞紙の伝えるところによりまして、巡視艇が何か海上保安庁の船が、韓国との間のいろいろ問題に刺激せられた結果と思ひますが、武装をするという情報が見えるのであります。これは従来の李承晩のやり方から見ますと、ずいぶん理不尽なことをやつて来るだろうと思ひます。これに對して、こちらの船が武装しますれば、必ずやそのうち撃ち合ひを始めるような事態

が生ずることを私は断言してはばからないと思ひます。これは単に海上保安庁の問題ではありません。国交に関する重要な問題になつて参りますが、このことについて、外務省に何か交渉がありましたでしょうか、あつたとすれば、どういふ武装をするか、その内容についてお知りのことがありませぬならば、御説明願ひたいと思ひます。

**○小漣政府委員** この巡視艇の武装については、日本にさういふ火器がございませぬので、米側から譲り受けるということになりまして、もう大體原則的な話し合ひは了しては居るはずであります。海上保安庁におきましても、できるだけすみやかに機銃とかあるいは小さな砲というものを備へつけるようにしようと思ひます。その基礎工事はもうすでに終了いたしましたようでありませぬ。ただ現実にはまだそれが備へつけられなかつたやうな状態に於ておられます。その關係におきまして、外務省を通じて話し合ひが行われた次第でございませぬ。

**○細道委員** その武器の内容はたとえ何ミリの砲であるとか、さういふやうな内容については御存じございませぬか。

**○小漣政府委員** 本委員会においてすでに海上保安庁の長官からお答えいたしておられますが、私自身は今全部記憶いたしておけません。

**○細道委員** これは双方武装することになりまして、必ず撃ち合ひが始まること、大きな蓋然性として見通せられるのであります。この撃ち合ひがしかもたれば海上の局部で終ればまだいいのであります。その武装しまし

てわが方の漁船を保護するとか、あるいは先方の不法行為を制限し抑制するということの目的を達しようと思ひます。必ず奥深く相手方の基地へも攻め込まなくてはならないというふうな事態になることは、これは軍事方面の常識であります。すなわち攻撃こそは最もよき防禦であるということになりまして、その不法を行う相手方の船を出先において少々たたいたつて徹底しない。必ずその基地を破壊しなくちやならぬということに相なることは火を見るよりも明らかで、これは国交上重大な結果を及ぼして来ることは私は確信いたすのであります。このことにつきまして外務省としまして打合せ交渉を受けられたとしますならば、それに対して外務省は了承を与へるいは積極的に懲罰せられるというふうなことであつたのかどうか。外務省としてはいかなる意見をこれについて持たれたか、御説明願ひたいと思ひます。

**○小漣政府委員** 国民の生命財産を保護するということは、これは政府の当然の義務でありまして、その意味において保護措置を強化しようということでありませぬから、さういふことに對して直接外務省は交渉を受けておられません。しかし今おつちやいませぬように基地に飛び込むだけの攻撃力なんか持つたものではございませぬ。さういふ趣旨のものでもないし、専ら今度武装すると申しまして、ほんの巡視艇の一部しか武装ができない。これが今の計画でありまして、決してさういふ心算はないと存じます。今の話を聞いておられますと、もう日本は何をされても言ひなれなれというお言葉を伺はれてもなつたように思ひますけれども、と

てわが方の漁船を保護するとか、あるいは先方の不法行為を制限し抑制するということの目的を達しようと思ひます。必ず奥深く相手方の基地へも攻め込まなくてはならないというふうな事態になることは、これは軍事方面の常識であります。すなわち攻撃こそは最もよき防禦であるということになりまして、その不法を行う相手方の船を出先において少々たたいたつて徹底しない。必ずその基地を破壊しなくちやならぬということに相なることは火を見るよりも明らかで、これは国交上重大な結果を及ぼして来ることは私は確信いたすのであります。このことにつきまして外務省としまして打合せ交渉を受けられたとしますならば、それに対して外務省は了承を与へるいは積極的に懲罰せられるというふうなことであつたのかどうか。外務省としてはいかなる意見をこれについて持たれたか、御説明願ひたいと思ひます。

**○小漣政府委員** 国民の生命財産を保護するということは、これは政府の当然の義務でありまして、その意味において保護措置を強化しようということでありませぬから、さういふことに對して直接外務省は交渉を受けておられません。しかし今おつちやいませぬように基地に飛び込むだけの攻撃力なんか持つたものではございませぬ。さういふ趣旨のものでもないし、専ら今度武装すると申しまして、ほんの巡視艇の一部しか武装ができない。これが今の計画でありまして、決してさういふ心算はないと存じます。今の話を聞いておられますと、もう日本は何をされても言ひなれなれというお言葉を伺はれてもなつたように思ひますけれども、と

てわが方の漁船を保護するとか、あるいは先方の不法行為を制限し抑制するということの目的を達しようと思ひます。必ず奥深く相手方の基地へも攻め込まなくてはならないというふうな事態になることは、これは軍事方面の常識であります。すなわち攻撃こそは最もよき防禦であるということになりまして、その不法を行う相手方の船を出先において少々たたいたつて徹底しない。必ずその基地を破壊しなくちやならぬということに相なることは火を見るよりも明らかで、これは国交上重大な結果を及ぼして来ることは私は確信いたすのであります。このことにつきまして外務省としまして打合せ交渉を受けられたとしますならば、それに対して外務省は了承を与へるいは積極的に懲罰せられるというふうなことであつたのかどうか。外務省としてはいかなる意見をこれについて持たれたか、御説明願ひたいと思ひます。



ものだということを、もう一度御理解  
願いたいと思います。

○上塚委員長 今村忠助君。

○今村委員 勸議を提出しておきたい  
のですが、それは外交一般質問の一環  
でもありません移民の問題を、次会に取  
上げてもらいたい。これには経済外交  
と移民外交の調和という点では、外務  
大臣のほか通産大臣並びに食糧を輸入  
する責任者として食糧庁長官ですか、  
その当局の人、それから戦時中に凍結  
された在外資金のことについては特に  
大蔵大臣並びに大蔵省の関係者を、こ  
とにブラジルにあります七億とかいう  
膨大な政府資金、これがいいかげんに  
扱われておる。これは大問題だと思ふ。  
これがどういうふうに扱われつつある  
か、これを明らかにしたいと思ふ。M  
S Aの問題が提案になる前に、ひとつ  
これらに対する審議の機会を与えても  
らいたいと思ふのであります。

○上塚委員長 ただいま今村君の御発  
言の移民に関する委員会を開いてもら  
いたいという勸議に対しては、最  
近のうちに理事会を開催いたしまし  
て、協議の上決定したいと思いま  
すから、さよう御了承願います。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後零時四十九分散会

【参照】

国際連合総会の定めた条件を受諾し  
て国際司法裁判所規程の当事国とな  
ることについて承認を求める件に関  
する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年三月九日印刷

昭和二十九年三月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局